

平成16年4月1日規程第38号

独立行政法人国立病院機構寄附受入規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）が受ける寄附金品の会計経理について適正を期することを目的とする。

(寄附受入の原則)

第2条 国立病院機構は、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号。以下「機構法」という。）第15条第1項各号に規定する業務に対する寄附に限り、これを受け入れることができる。

2 寄附金品は、理事長又は院長（以下「寄附受領者」という。）において受領するものとする。

(寄附受入の条件)

第3条 国立病院機構は、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄附を受け入れることができない。

- 一 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与または貸与すること
- 二 寄附による研究の結果得られた知的財産等を寄附者に譲渡し、または使用させること
- 三 寄附金品の使用について、寄附者がその会計を検査すること
- 四 前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者が国立病院機構に対してその他の反対給付を求めること
- 五 寄附の申込み後に、寄附者の意思により、寄附金等の全部または一部を取り消すことができるもの

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。

- 一 寄附金品の受け入れに伴い、国立病院機構の経費支出が著しく増大するおそれのあるもの
- 二 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条に規定する反社会的勢力からのもの
- 三 法令により寄附が禁止されている者からのもの
- 四 その他理事長が適当でないと認めるもの

(寄附の受入)

第4条 寄附受領者は、様式1に定める寄附申込書により寄附の申込みを受けるものとする。ただし、他の方法により内容が確認できる場合はこの限りではない。

2 寄附受領者は、第3条に定める条件に該当し、寄附を受けることが適当でないと認めたときは、様式2に定める寄附辞退書を寄附申込者に送付するものとする。ただし、他の方法により内容が確認できる場合はこの限りではない。

(寄附の受領)

第5条 寄附受領者は、寄附金品を受領したときは、寄附者に対し様式3に定める寄附受領書を送付するものとする。ただし、他の方法により内容が確認できる場合はこの限りではない。

2 寄附受領者は、寄附受入台帳を備え、寄附金品を受領した場合には速やかに記録するものとする。

3 前項に規定する寄附受入台帳には、寄附申込書に記載された事項及び寄附の使途その他必要と認められる事項を記録するものとする。

(寄附の使用)

第6条 寄附金品は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

(寄附金の目的の変更)

第7条 目的を指定した寄附金について、寄附金が使途に沿って使用できないこととなった場合に、様式4に定める寄附金使途・目的変更同意依頼書により寄附者の同意を得たうえで他の目的に変更することができる。ただし、他の方法により内容が確認できる場合はこの限りではない。

(報告)

第8条 院長は、受領した寄附金品の実績を理事長に報告するものとする。

2 寄附受領者は、寄附者から当該者の寄附金品の利用状況について照会があったときは、その利用状況を当該者に対し、速やかに報告するものとする。

(その他)

第9条 寄附金品に係る会計経理については、この規程に定めるもののほか、独立行政法人国立病院機構会計規程（平成16年規程第34号）その他国立病院機構の関係規程等の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年12月6日から施行する。